

次期おおた障がい施策推進プラン の骨子について(案)

- ・第1章 計画策定の概要
- ・第2章 大田区の障がい者の状況と課題の整理
- ・第3章 施策の展開
- ・第4章 障害福祉サービス等の推進
- ・第5章 計画の策定に向けて
- ・第6章 参考資料

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景

法改正、基本指針の見直しや上位計画の見直し事項などを掲載

2 計画の位置づけ

大田区障害者計画、第8期大田区障害福祉計画、第4期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画

3 他の計画等との関係

4 基本理念

障がい者が 地域で 自分らしく 安心して 暮らせるまちをつくれます

5 理念の実現に向けて

○基本目標

基本目標1

必要な支援を受けながら地域で安定して暮らせるまち

基本目標2

自分らしくいきいきと暮らせるまち

基本目標3

尊厳や権利が守られ安全・安心に暮らせるまち

6 計画の期間

令和9年度～11年度(3年間)

7 計画策定の体制

障がい施策推進会議及び庁内検討委員会で検討、パブリックコメント及び区民説明会を実施(予定)

第2章 大田区の障がい者の状況と施策の課題

1 大田区の障がい者の状況(参考数値:令和8年3月31日現在)

○障害者手帳総数(身体、愛の手帳、精神):33,344人

○身体障害者手帳:19,322人 ○知的障害者手帳:5,437人 ○精神障害者保健福祉手帳:8,585人

○自立支援医療(精神通院):22,011人 ○難病医療費等助成:7,168人 ○通所受給者証:2,509人

○発達障がい者の状況(わかばの家の利用状況、特別支援教室等の利用状況)

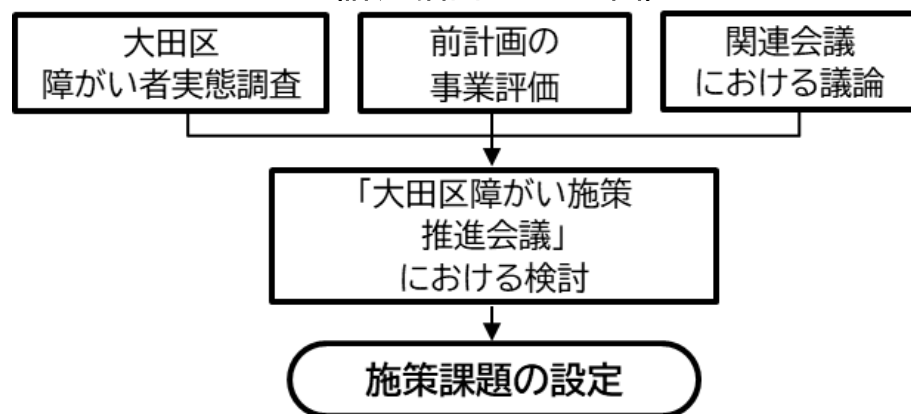
○障がい者総合サポートセンターの相談状況

2 前計画における主な取組み

3 実態調査等に基づく障がい者施策の課題

令和7年度大田区障がい者実態調査や前計画の事業評価等に基づき、区における障がい者施策の課題を抽出した上で、大田区障がい施策推進会議の意見等を踏まえて、本計画において取り組むべき施策課題を設定します。

(課題抽出のフロー図)



第3章 施策の展開

○ 基本目標1 必要な支援を受けながら地域で安定して暮らせるまち

第8期 基本目標	第8期 施策目標		第8期 個別施策	
基本目標1 ～地域で 暮らす～ 【案】 必要な支援を受けながら地域で安定して暮らせるまち	1-1	相談支援体制の充実・強化	1-1-1	相談支援の充実・強化
			1-1-2	基幹相談支援センターを中心とした地域ネットワークの充実
	1-2	障害福祉サービス等の充実	1-2-1	日中活動の場の整備
			1-2-2	緊急時の受入体制の充実
			1-2-3	人材確保・育成・定着支援の充実
			1-2-4	サービスの質の確保・向上
	1-3	希望する暮らしの実現	1-3-1	居住の場の確保・充実
			1-3-2	地域生活への移行・安定化にむけた支援の充実
	1-4	保健・医療・福祉支援体制の充実	1-4-1	地域における保健・医療・福祉の連携支援体制の強化

第3章 施策の展開(続き)

○ 基本目標2 自分らしくいきいきと暮らせるまち

第8期 基本目標	第8期 施策目標		第8期 個別施策	
基本目標2 ～自分らしく 暮らす～ 【案】 自分らしくいきいきと 暮らせるまち	2-1	社会参加・社会活動の充実	2-1-1	就労支援の充実
			2-1-2	多様な活動の場の充実
	2-2	障がい児支援の充実	2-2-1	切れ目のない支援体制の充実 発
			2-2-2	障がい児及び家族支援体制の充実 発
	2-3	障がい特性に応じた支援の充実	2-3-1	発達障がい者支援の充実 発
			2-3-2	高次脳機能障がい者支援の充実
			2-3-3	特別な支援を要する障がいへの対応の推進
	2-4	障がい理解の促進	2-4-1	障がいを理由とする差別の解消の推進
			2-4-2	障がい理解啓発活動の推進

発 :発達障がい児・者支援計画を含む

第3章 施策の展開(続き)

○ 基本目標3 尊厳や権利が守られ安全・安心に暮らせるまち

第8期 基本目標	第8期 施策目標		第8期 個別施策	
基本目標3 ～安心して 暮らす～ 【案】 尊厳や権利が守られ 安全・安心に 暮せるまち	3-1	権利を守るまちの実現	3-1-1	成年後見制度等権利擁護支援の充実
			3-1-2	障がい者虐待防止の推進
	3-2	情報アクセシビリティの推進	3-2-1	意思疎通支援・情報保障の推進
	3-3	バリアのないまちづくりの実現	3-3-1	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
	3-4	防災・防犯対策の推進	3-4-1	自助・共助の推進
			3-4-2	福祉避難所等の体制整備
			3-4-3	防犯対策の充実

現行プラン

基本目標	施策目標		個別施策	
基本目標1 自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち	1-1	障害福祉サービス等の充実	1-1-1	日中活動の場の整備
			1-1-2	緊急時の受入体制の充実
			1-1-3	人材確保・育成・定着支援の充実
			1-1-4	サービスの質の確保・向上
	1-2	希望する暮らしの実現	1-2-1	居住の場の確保・充実
			1-2-2	地域生活移行支援の充実
	1-3	社会参加・社会活動の充実	1-3-1	就労支援の充実
			1-3-2	余暇活動の充実
	1-4	保健・医療支援体制の充実	1-4-1	保健・医療支援体制の充実
	1-5	障がい児支援の充実	1-5-1	保育の充実
			1-5-2	教育の充実
	1-6	障がい特性に応じた支援の充実	1-6-1	発達障がい者支援の充実
			1-6-2	高次脳機能障がい者支援の充実
基本目標2 互いを理解しつながら支えあうまち	2-1	相談支援体制の充実・強化	2-1-1	相談支援体制の充実・強化
			2-1-2	地域ネットワークの充実
	2-2	障がいへの理解促進	2-2-1	障がいを理由とする差別の解消の推進
			2-2-2	意思疎通支援・情報保障※の促進
			2-2-3	地域との交流の充実
基本目標3 尊厳や権利が守られ安全・安心に生活できるまち	3-1	防災・防犯対策の推進	3-1-1	災害時相互支援体制の整備
			3-1-2	福祉避難所※等の体制整備
			3-1-3	防犯対策の充実
	3-2	権利を守るまちの実現	3-2-1	障がい者虐待防止等の推進
			3-2-2	成年後見制度等権利擁護支援の充実
			3-2-3	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



次期プラン

基本目標	施策目標		個別施策	
基本目標1 地域で暮らす 必要な支援を受けながら地域で安定して暮らせるまち	1-1	相談支援体制の充実・強化	1-1-1	相談支援の充実・強化
			1-1-2	基幹相談支援センターを中心とした地域ネットワークの充実
	1-2	障害福祉サービス等の充実	1-2-1	日中活動の場の整備
			1-2-2	緊急時の受入体制の充実
			1-2-3	人材確保・育成・定着支援の充実
			1-2-4	サービスの質の確保・向上
	1-3	希望する暮らしの実現	1-3-1	居住の場の確保・充実
			1-3-2	地域生活への移行・安定化にむけた支援の充実
	1-4	保健・医療・福祉支援体制の充実	1-4-1	地域における保健・医療・福祉の連携支援体制の強化
基本目標2 自分らしく暮らす 自分らしくいきいきと暮らせるまち	2-1	社会参加・社会活動の充実	2-1-1	就労支援の充実
			2-1-2	多様な活動の場の充実
	2-2	障がい児支援の充実	2-2-1	切れ目のない支援の充実 ☐
			2-2-2	障がい児及び家族支援体制の充実 ☐
	2-3	障がい特性に応じた支援の充実	2-3-1	発達障がい者支援の充実 ☐
			2-3-2	高次脳機能障がい※者支援の充実
			2-3-3	特別な支援を要する障がいへの対応の推進
	2-4	障がいへの理解促進	2-4-1	障がいを理由とする差別の解消の推進
			2-4-2	障がい理解啓発活動の推進
	3-1	権利を守るまちの実現	3-1-1	成年後見制度等権利擁護支援の充実
			3-1-2	障がい者虐待防止の推進
			3-2	情報アクセシビリティの推進
			3-3	バリアのないまちづくりの実現
			3-3-1	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
基本目標3 安心して暮らす 尊厳や権利が守られ安全・安心に暮らせるまち	3-4	防災・防犯対策の推進	3-4-1	自助・共助の推進
			3-4-2	福祉避難所等の体制整備
			3-4-3	防犯対策の充実

第4章 障害福祉サービス等の推進

- 国の基本指針(活動目標、成果指標)に対する、区の実施や目標について定めます。

※具体的な内容は次回(第3回推進会議)の議題となります。

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

- (1) 地域生活支援の充実
- (2) 福祉施設の入居者の地域生活への移行
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 障がい児支援体制の整備等
- (5) 発達障がい者支援事業の推進
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (8) 障害福祉サービス等の質の向上

2 サービス見込量と確保のための方策

- 令和11年度までの各障害福祉サービス等の見込量等を定めます。

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 計画のモニタリング

計画の進捗状況を把握し、「大田区障がい施策推進会議」において、計画の実施状況に関する評価・検証を行うために、モニタリング指標を設定します。

指標を活用し、計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直や改善を行います。

第6章 参考資料

- 1 大田区障がい者実態調査の概要
- 2 大田区障がい施策推進会議の検討経過
- 3 大田区障がい施策推進会議設置要綱
- 4 大田区障がい施策推進会議委員名簿
- 5 庁内検討委員会委員名簿
- 6 計画策定に係る根拠法令
- 7 用語の説明